

検定満期水道メーター売却処分業務 仕様書

1. 件 名 検定満期水道メーター売却処分業務
2. 売却物品 検定満期水道メーター ※別紙1を参照
※構造は砲金・ステンレス他プラスチック等を含む。
3. 売却量 約6,614.7kg ※別紙2を参照
4. 現地説明会 と き 令和7年9月18日(木) 10:00~11:00
ところ 大分市上下水道局 明野資材置場 ※別紙3を参照
5. 入札予定日時 と き 令和7年9月26日(金) 10:00
ところ 大分市上下水道局51会議室
6. 搬出場所 大分市上下水道局 明野資材置場(大分市明野西2丁目368番地)
7. 搬出期限 令和7年11月7日(金)まで
8. 引渡しの方法 引渡し方法は次のとおりとする。
(1) 積み込み、搬出の際は職員立会いのもと、指示に従うこと。
(2) 水道メーターは保管している状態での引渡しとする。
(3) 水道メーターを保管しているケースについては返却すること。
(4) 引渡し後、受領書を提出すること。
9. 処 分 水道メーターは有価物として売却するが、買受人は引取った状態のまま売払い等はしないこと。
10. 契約締結 大分市上下水道局が作成した契約書に署名押印の上、各自1通ずつ保管する。ただし、電磁的記録で作成する場合は当事者が電子契約システムを用いて電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。
11. 売却代金の納付 買受人は大分市上下水道局の発行する納入通知書により納付期限までに納付すること。
12. 損害賠償責任 買受人がその責めに帰すべき理由により、業務の実施に関して、大分市上下水道局に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
13. その他 (1) 不正を行った場合や指示した事項に改善される見込みがないと判断される場合は契約を解除できる。
(2) メーターの搬出費用は、買受人の負担とする。
14. 問い合わせ先 大分市上下水道局 営業課 管理担当班 担当：曾根崎・岩淵
TEL：538-2434 FAX：537-2757